

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 常時使用する労働者の数が10人以上50人未満の金融業の事業場の事業者は、衛生推進者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、使用する労働者で作業環境測定士であるもののうち、少なくとも1名を衛生委員会の委員として指名しなければならない。
- 3 常時使用する労働者の数が50人以上の事業場の事業者は、業種に関係なく、産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、衛生管理者に、事業場における安全衛生に関する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。
- 5 衛生管理者は、少なくとも毎週1回、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に有害のおそれのある場合には、直ちに、労働者の健康障害防止のための措置を講じなければならない。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- 1 事業者は、過去にベンゼンを取り扱う業務に従事させたことのある労働者については、他の業務に従事させていても、特別の項目についての健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、雇入れ時の健康診断の結果及び定期健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、定期健康診断の結果を、健康診断を受けた労働者が退職した後、10年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、雇入れ時の健康診断の記録を、その後最初に行われる定期健康診断のときまで保存しなければならない。
- 5 事業者は、一定の期間以上海外に労働者を派遣するときは、当該労働者に対し健康診断を実施し、その記録を携行させなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者の有害物質を取り扱う作業内容を変更したときは、その従事する業務に関する安全又は衛生のための必要な事項について教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、エックス線装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、その労働者に対して、特別の教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、特別の教育の科目のうち、労働者が十分な知識及び技能を有していると認められる科目については、教育を省略することができる。
- 4 一定の業種に該当する事業場の事業者は、新たに職務に就くことになった職長に対し、法令で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 5 事業者は、衛生に関する特別の教育については、当該事業場に所属する産業医、衛生管理者その他特別の資格を有する者にこれを実施させなければならない。

問 4 作業環境測定を行うべき作業場に係る測定対象A、測定頻度B及び測定に関する記録の保存期間Cの次の組合せのうち、法令上、誤っているものはどれか。

| | A | B | C |
|---|----------------------|----------------|----|
| 1 | 空気中の鉍物性 粉じんの濃度 | 6か月以内 ごとに1回 | 7年 |
| 2 | 空気中の鉛の濃度 | 1年以内 ごとに1回 | 3年 |
| 3 | 空気中のトリクロル エチレンの濃度 | 6か月以内 ごとに1回 | 3年 |
| 4 | 空気中の放射性 物質の濃度 | 1か月以内 ごとに1回 | 5年 |
| 5 | 空気中のクロム 酸塩の濃度 | 6か月以内 ごとに1回 | 7年 |

問 5 呼吸用保護具に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、研ま材を吹き付ける作業に用いる送気マスクについては、厚生労働大臣が定める規格を具備するものでなければ、使用させてはならない。
- 2 防じんマスクの型式検定合格証の有効期間は5年である。
- 3 事業者は、取替え式の防じんマスクについては、ろ過材及び面体のそれぞれに型式検定合格標章が付されたものでなければ、使用させてはならない。
- 4 都道府県労働局長は、型式検定に合格していない型式の防じんマスクに型式検定合格標章を付して販売した製造者に対して、回収などを命じることができる。
- 5 事業者は、外国製の防じんマスクについては、製造国の政府が認める公的機関で性能を確認したものであっても、登録型式検定機関の型式検定に合格したものでなければ、使用させてはならない。

問 6 化学物質に関する次のイからニまでの記述のうち、法令上、誤っているもののみの組合せは下のうちどれか。

- イ 使用が禁止されている化学物質であっても、あらかじめ、所轄労働基準監督署長の許可を受ければ、一定の量以下に限り使用することができる。
- ロ 製造許可の対象となる化学物質は、厚生労働大臣の許可を受けなければ製造してはならない。
- ハ 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、急性毒性についての調査を行い、その結果等を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ニ 製造許可の対象となる化学物質を容器に入れて工業的用途に提供する者は、その容器に名称など法令で定める事項を表示しなければならない。

- 1 イ ロ
- 2 イ ハ
- 3 ロ ハ
- 4 ロ ニ
- 5 ハ ニ

問 7 事業者が所轄労働基準監督署長に、計画の届出をしないでよい場合は、次のうちどれか。

ただし、いずれの場合も、事業場の電気使用設備の定格容量の合計が 300 kW 未満であり、かつ、所轄労働基準監督署長による計画届出の免除の認定を受けていないものとする。

- 1 特定粉じん発生源に局所排気装置を設置しようとするとき。
- 2 エックス線回折装置を設置しようとするとき。
- 3 酸素欠乏危険場所に全体換気装置を設置しようとするとき。
- 4 第2種有機溶剤等を用いて屋内で塗装の業務を行う作業場所に局所排気装置を設置しようとするとき。
- 5 事務所に中央管理方式の空気調和設備を設置しようとするとき。

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、指定作業場における法令に基づいて行う作業環境測定以外の自主的に定期に行う作業環境測定については、作業環境測定士以外の者に行わせることができる。
- 2 事業者は、指定作業場以外の作業場における作業環境測定については、作業環境測定士以外の者に行わせることができる。
- 3 作業環境測定士試験に合格し、かつ、登録講習機関が行う講習を修了した者であれば、指定作業場における作業環境測定を行うことができる。
- 4 作業環境測定士が作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したときは、厚生労働大臣は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定業務の停止などを命じることができる。
- 5 第1種作業環境測定士は、指定作業場以外の作業場についても、作業環境測定士の名称を用いて作業環境測定の業務を行うことができる。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- 1 2以上の都道府県に事務所を設ける作業環境測定機関は、厚生労働大臣に申請書を提出し作業環境測定機関名簿への登録を受けなければならない。
- 2 作業環境測定機関に所属した作業環境測定士は、退職した後1年間は測定の業務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。
- 3 作業環境測定機関を営む者は作業環境測定士でなければならない。
- 4 都道府県労働局長の登録を受けている作業環境測定機関は、その都道府県以外に所在する事業場についての作業環境測定を行おうとする場合は、あらかじめ、そのことについて登録を受けている都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 5 作業環境測定機関は、作業環境測定の実施を依頼されたときは、正当な事由のあるとき以外は依頼を受けた日から3か月以内に作業環境測定を行わなければならない。

問 11 A測定及びB測定を行った場合の作業環境評価基準に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 A測定の第1評価値が管理濃度を超えるときは、B測定の測定値如何にかかわらず第3管理区分に区分される。
- 2 A測定の第2評価値が管理濃度以下のときは、B測定の測定値如何にかかわらず第1管理区分に区分される。
- 3 B測定の測定値が管理濃度に満たないときは、A測定の第1評価値及び第2評価値如何にかかわらず、第1管理区分に区分される。
- 4 B測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超えるときは、A測定の第1評価値及び第2評価値如何にかかわらず、第3管理区分に区分される。
- 5 A測定の第1評価値が管理濃度以上で、第2評価値が管理濃度以下のときは、B測定の測定値如何にかかわらず第2管理区分に区分される。

問 10 騒音に係る作業環境測定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 測定の対象となる作業を行う屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- 2 前回の測定後、単位作業場所の作業工程等に変更がなく、騒音の発生状況に著しい変化が生じていないと判断される場合には、測定点の数を5未満とすることができる。
- 3 測定点は、原則として単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上120cm以上150cm以下の位置としなければならない。
- 4 等価騒音レベルの測定は、一の測定点における測定時間が10分間以上の継続した時間で行わなければならない。
- 5 測定は、騒音計の周波数補正回路のA特性で行わなければならない。

問 12 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

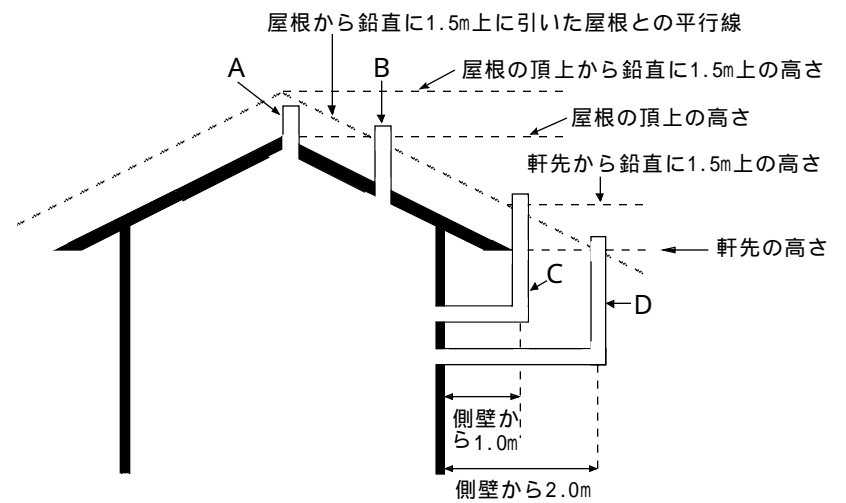
- 1 事業者は、有害なガス、蒸気又は粉じんを発生する屋内作業場においては、その作業場内に休憩の設備を設けなければならない。
- 2 事業者は、水その他の液体を多量に使用することにより湿潤のおそれがある作業場の床及び周壁を、不浸透性の材料で塗装し、かつ、排水に便利な構造としなければならない。
- 3 事業者は、身体又は被服を汚染するおそれのある業務に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身若しくはうがいの設備、更衣設備又は洗たくのための設備を設けなければならない。
- 4 事業者は、有害物、腐敗しやすい物又は悪臭のある物による汚染のおそれがある床及び周壁を、必要に応じ、洗浄しなければならない。
- 5 事業者は、一般の工場では、男性用と女性用に区別し、流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設ける等の要件を満たした便所を設けなければならない。

問 1 3 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定める寒冷又は多湿の屋内作業場について、半月以内ごとに1回、定期的に、気温及び湿度を測定しなければならない。
- 2 事業者は、炭酸ガスが停滞するおそれのある坑内の作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、炭酸ガス濃度を測定しなければならない。
- 3 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から3mを超える高さにある空間を除き、労働者1人につき 20 m^3 以上としなければならない。
- 4 事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、精密な作業では250ルクス以上、粗な作業では100ルクス以上としなければならない。
- 5 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場において、有効な換気設備を設けていない場合には、窓その他の開口部の直接外部に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の $1/25$ 以上になるようにしなければならない。

問 1 5 図は空気清浄装置を設けていない局所排気装置の排気口A、B、C及びDの高さと屋根の位置を示したものである。有機溶剤中毒予防規則の規定に違反しないものみの組合せは次のうちどれか。

ただし、排気口から排出される有機溶剤の濃度は管理濃度の 2 分の 1 以上であるものとする。



- 1 AとB
- 2 BとC
- 3 CとD
- 4 AとBとC
- 5 BとCとD

問 1 4 特定化学物質障害予防規則により規制されている物質に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 コールタールは、特別管理物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 2 アンモニアは、第3類物質であり、作業環境測定の対象物質でない。
- 3 ベリリウムは、第1類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 4 アクリルアミドは、特定第2類物質であり、作業環境測定の対象物質である。
- 5 フェノールは、第2類物質であり、作業環境測定の対象物質である。

問 1 6 屋内作業場において、次の鉛業務を行う場合に、法令上、作業環境測定を行わなくてもよいものはどれか。

- 1 鉛合金の製品を製造する工程における鉛合金の切断の業務
- 2 鉛蓄電池を解体する工程における鉛等の溶融の業務
- 3 酸化鉛を製造する工程における鉛等の粉碎、焼成の業務
- 4 鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの業務
- 5 含鉛塗料を塗布した物の溶接、溶断の業務

問 1 7 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3か月間につき 1.3 mSv を超えるおそれのある区域は、管理区域として標識により明示しなければならない。
- 2 男性の放射線業務従事者の受ける実効線量は、5年間につき 100 mSv を超えず、かつ、1年間につき 50 mSv を超えないようにしなければならない。
- 3 女性の放射線業務従事者で妊娠可能性があり、かつ、妊娠していないと診断された者の受ける実効線量は、3か月間につき 5 mSv を超えないようにしなければならない。
- 4 放射線業務従事者の受ける等価線量のうち、目の水晶体に受けるものについては、1年間につき 150 mSv を超えないようにしなければならない。
- 5 妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける実効線量は、妊娠と診断されたときから出産までの間に 5 mSv を超えないようにしなければならない。

問 1 8 粉じん障害防止規則に基づく措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、アーク溶接作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、屋内作業場で粉状の炭素原料を混合する作業場所には、密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は湿潤な状態に保つための設備を設けなければならない。
- 3 除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、サイクロン又はスクラバによる除じん方式によるものとしなければならない。
- 4 事業者は、除じん装置については、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行い、その結果を3年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業場所に、有効な局所排気装置を設けたときは、作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させなくてもよい。

問 1 9 事務所衛生基準規則に関し、空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合に室に供給される空気が適合しなければならない浮遊粉じん量A、二酸化炭素含有率B及びホルムアルデヒドの量Cの次の組合せのうち、正しいものはどれか。

ただし、それぞれの数値は1気圧、温度25度におけるものとする。

| | A | B | C |
|---|---------------------------|-------------|---------------------------|
| 1 | 0.15 mg/m ³ 以下 | 5000 ppm 以下 | 0.1 mg/m ³ 以下 |
| 2 | 0.15 mg/m ³ 以下 | 1000 ppm 以下 | 0.1 mg/m ³ 以下 |
| 3 | 0.15 mg/m ³ 以下 | 1000 ppm 以下 | 0.15 mg/m ³ 以下 |
| 4 | 0.1 mg/m ³ 以下 | 5000 ppm 以下 | 0.15 mg/m ³ 以下 |
| 5 | 0.1 mg/m ³ 以下 | 1000 ppm 以下 | 0.15 mg/m ³ 以下 |

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、粉じん作業に従事する労働者が、合併症により6か月を超えて療養のため休業した後、医師によりその必要がなくなったと診断されたときは、遅滞なく、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、1年間常時粉じん作業に従事させた労働者で、じん肺管理区分が管理1の者については、離職の際にじん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 定期のじん肺健康診断の結果、じん肺の所見があると診断された労働者についてのじん肺管理区分は、地方じん肺診査医の診断又は審査により、都道府県労働局長が決定する。
- 5 じん肺管理区分が管理3又は管理4と決定された者は、療養を要するものとされている。